

栃木県警察パブリック・コメント制度事務処理要領の制定について(例規通達)

(平成14年3月29日)
(栃広第1号栃木県警察本部長通達)

栃木県警察におけるパブリック・コメント制度の円滑な実施を図るため、別添のとおり栃木県警察パブリック・コメント制度事務処理要領を定め、平成14年4月1日から施行することとしたことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

栃木県警察パブリック・コメント制度事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、栃木県パブリック・コメント制度実施要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、栃木県警察における当該制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、要綱第2条に規定するところによる。

第3 意見募集案内及び方法

当該制度の対象となる計画等を主管する所属長(以下「主管所属長」という。)は、要綱第3条の規定により、当該計画等の案について県民からの意見を求める場合には、次の方法により公表するものとする。

(1) 意見募集案内(別記様式第1号)を作成し、公表しようとする計画等の案及び関連資料に添付の上、警察本部の情報公開窓口その他必要な場所に備え付け、県民の閲覧に供するとともに、栃木県のホームページに掲載する。

(2) 意見募集案内に係る報道機関への発表は、報道機関発表(別記様式第2号)により行う。

第3 意見募集結果の公表

主管所属長は、計画等について意思決定を行った場合には、次の方法により公表するものとする。

(1) 提出意見に対する個人への回答は行わないものとする。また、提出意見の数が多い場合には、類似の意見をまとめて公表することができる。

(2) 意見募集結果(別記様式第3号)及び提出意見とこれらに対する栃木県警察の考え方(別記様式第4号)を作成し、意思決定を行った計画等に添付の上、警察本部の情報公開窓口その他必要な場所に備え付け、県民の閲覧に供するとともに、栃木県のホームページに掲載する。

(3) 意見募集結果に係る報道機関への発表は、別記様式第5号により行う。

第4 実施の報告等

1 主管所属長は、意見募集案内及び意見募集結果を公表しようとするときは、あらかじめ警務部県民広報相談課長(以下「県民広報相談課長」という。)を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 県民広報相談課長は、栃木県警察におけるパブリック・コメント制度の実施状況を取りまとめるとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。

第5 実施予定の報告

主管所属長は、毎年9月までに、翌年度のパブリック・コメント制度の実施予定を県民広報相談課長に報告するものとする。

第6 庶務

栃木県警察におけるパブリック・コメント制度の運用に関する庶務は、警務部県民広報相談課において処理する。